

# 各務原市における連携施設の運用に関する ガイドライン

策定日：令和2年6月26日

地域型保育事業者（居宅訪問型保育を除く。以下同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号。以下「基準条例」という。）第42条及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号。以下「設備運営条例」という。）第6条において、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保することを求められている。

このため、連携に係る具体的な支援内容や条件等について、連携施設の設定協議及び設定後の協力等が円滑に行われることを目的として、本ガイドラインを策定する。

## 1. 連携施設の確保について

### （1）連携する施設数及び方法

連携施設の設定に当たっては、地域型保育事業者と教育・保育施設の設置者との間で協議を行い、同一の設置者が運営する施設と連携する場合を除き、**協定書を締結するものとする**。必ずしも1か所に限定する必要はなく、複数の施設を連携施設とすることも、連携施設側が複数の地域型保育事業所の連携施設となることも可能とする。

また、いずれかの連携施設が（2）連携すべき内容の一部しか協力できない場合にあっては、複数の連携施設と協定することにより、全ての連携内容を担保できる場合に限り、当該一部しか協力できない施設も連携施設とすることができる取扱いとする。

なお、連携施設の確保が困難な場合は、求めに応じて、各務原市が助言等を行う。

### （2）連携すべき内容

次の①～③の3つの支援内容を確保すること。

ただし、保育所型事業所内保育事業所においては、①、②の支援内容を除くことができる。

## ① 保育内容への支援

保育内容の支援に係る連携協力の具体的内容等は下表のとおりである。

下表の項目中、少なくとも1項目以上、設定すること。

<具体的な内容>

項目	内容
給食に関する支援	連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良児対応等を含め、給食の調理、搬入を行うこと。 当該地域型保育事業所における自園調理の場合には、献立の作成に関する助言を行うこと。
嘱託医（健康診断）	連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合は、必要に応じ、連携施設と合同で、健康診断を行うこと。（年2回以上）
園庭の開放	地域型保育事業者から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放すること。 （週に1回～月に数回程度）
合同保育	地域型保育事業者から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障がない範囲で合同による保育を行うこと。
助言・相談	発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援等について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談を行うこと。

## ② 代替保育の提供

地域型保育事業所の職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することができない場合に、連携施設が代わって保育を提供すること。

<具体的な内容>

項目	内容
代替保育が必要な場合	代替保育は、次の場合に必要になることが考えられる。 <代替保育が必要になる例> ○保育士の疾病・休暇等による保育の困難 ○災害等による保育場所の滅失・き損 <実施方法について> 連携施設において代替保育の提供を受けるか、連携施設より派遣を受けて事業実施場所において代替保育の提供を受けるかについては、あらかじめ当事者間で協定において定めておくことが望ましい。
代替保育が困難な場合	上記にかかわらず、代替保育を行うことにより連携施設で児童の安全な保育や施設運営に支障が生じる恐れがあると判断する場合は、代替保育を行わないこととする。ただし、やむを得ない、合理的な理由がある場合に限るものとし、具体的には当事者間であらかじめ協定において定めておくことが

	<p>望ましい。</p> <p>&lt;連携施設が受け入れられない場合の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○連携施設及び地域型保育事業の双方又は一方の児童の伝染性の疾病（疑いも含む。）により重篤な感染等の恐れがある場合</li> <li>○代替保育を受け入れることにより、連携施設側で保育士配置基準や面積基準等を満たせなくなる場合</li> <li>○通常の保育を超える注意を要する特別な支援を必要とする児童がいて、当該児童のために必要な人員を配置できない場合</li> <li>○地域型保育事業の児童の保護者の連絡先やアレルギー情報など、代替保育に必要な情報の提供を受けられない場合</li> <li>○地域型保育事業者側に、連携施設としての機能提供に係る費用負担に滞納がある場合</li> </ul>
<p>代替保育時の損害</p>	<p>代替保育中に発生した損害については、原則として全て地域型保育事業者が負うものとし、当該損害に備えて保険（損害の被害者・加害者のいずれも保証する内容）に加入すること。</p> <p>また、代替保育中に発生した事件・事故に関しては、原則として地域型保育事業者の責任において処理するものとし、連携施設側に仲介等の負担をかけないよう留意すること。</p> <p>（損害の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域型保育事業者側の児童のけが、病気罹患、誤飲等の事故</li> <li>○同児童による連携施設側児童、施設、設備等への加害による事故</li> <li>○移動中に発生した損害</li> </ul>
<p>その他の条件</p>	<p>代替保育を利用することが事前に判明している場合（例：保育者の研修による利用）は、協定で定めるところにより事前に連携施設側と相談すること。</p> <p>代替保育に関わる費用は、基本的に地域型保育事業者は負担すべきものであることに留意すること。</p>

### ③ 卒園後の受け皿

当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望の有無に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供するための枠を確保すること。

<具体的な内容>

項目	内容
卒園後の受け皿	連携施設は原則として、当該地域型保育事業者が提供していた保育時間等と同等の内容を提供できること。 また、毎年、連携施設は入所可能人数を地域型保育事業者へ伝え、地域型保育事業者は利用者の連携施設への入所の意向を確認し、連携施設へ報告するなどし、円滑な運営に配慮するよう協定書において定めること。

#### (3) 連携施設として設定可能な施設

連携施設は認可保育所（公立保育所を除く。）、認定こども園、認可幼稚園とする。

(2) ①、②に係る連携については原則、市内の教育・保育施設を設定することとするが、やむを得ないと市が認める場合に限り、市外の教育・保育施設を設定することを認める。(2) ③に係る連携については「子どものみらい応援プラン（第2期各務原市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」における市東部（鵜沼中学校区、緑陽中学校区、中央中学校区内）の保育提供区域に位置する教育・保育施設を設定することとする。

#### ※連携施設の確保が困難な場合

連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき、(2) ②の連携内容について、次の連携協力を行う施設を確保することにより、連携施設を確保しないことができる。

○児童が通常保育を受ける別の場所で代替保育を受ける場合

・小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、事業所内保育事業

○児童が通常保育を受ける場所で行う場合

・小規模保育事業A型

※但し、次の要件を満たしていること。

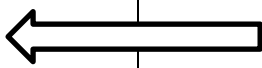
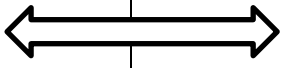
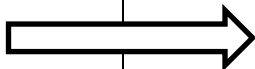
- ・地域型保育事業者と連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- ・連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

## 2 連携内容の確認（協定書の締結）

1（1）において、地域型保育事業者と教育・保育施設の設置者との間で協定書を締結することとしているが、協定の内容については、「地域型保育事業の連携施設に関する協定書（案）」を踏まえ、事業者間で協議して定めるものとする。

また、本市に対して、「連携施設確保に関する報告書」（様式1）と押印した協定書の写しを1部ずつ提出するものとする。

連携内容が全て設定できていない段階でも、一部の連携内容が設定できた時点で、速やかに本市へ報告をするものとする。

	連携施設	地域型保育事業者	各務原市 子育て支援課
①連携施設に係る 打診・協議			
②協定書の締結 (同一の設置者が運営する施設と連携する場合を除く)			
③届出書の提出 (報告書・押印した協定書の提出)			

・同一の設置者が運営する施設と連携する場合は「連携施設確保に関する報告書（様式1）」のみ各務原市へ提出するものとする。

※全ての連携内容が設定できていない場合、毎年3月に本市へ「連携施設確保に関する活動内容状況報告書」（様式2）を提出すること。

## 3 地域型保育事業者による在園児の保護者への説明

地域型保育事業者は、基準条例第38条第1項の規定により、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、連携施設の種類、名称及び連携協力の概要について重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

そこで、地域型保育事業者は連携施設を確保した際には、速やかに在園児の保護者に対し、連携内容等について具体的に説明すること。

## 4 連携に係る費用について

地域型保育事業者が連携施設に支払う金額については、「＜参考＞公定価格において連携施設を設定しない場合の減算額（令和２年度）」を踏まえ、事業者間の協議により決定すること。その際、支援の内容ごとに1回あたり、園児1人あたり等の単価を定めることも可能とする。一定期間の定額を定める場合は、連携の実態が伴わない費用負担となることのないよう、一定の頻度で確実に支援を受けられる場合に設定するのが望ましい。

なお、地域型保育事業者は、1（2）①～③の連携内容を全て満たさなければ連携施設を設定したことにならず、公定価格上の減算対象となる。

＜参考＞公定価格において連携施設を設定しない場合の減算額（令和２年度）

事業類型	単価	(例) 減算額
小規模保育事業 A 型	【定員 6 人から 12 人】 2,050 円/人 【定員 13 人から 19 人】 1,290 円/人	【12 人利用の場合】 月 24,600 円減額 (12 人 × 2,050 円/人)
保育所型 事業所内保育事業	【定員 20 人から 30 人】 820 円/人 【定員 31 人から 40 人】 610 円/人 【定員 41 人から 50 人】 490 円/人 【定員 51 人から 60 人】 410 円/人 【定員 61 人から 70 人】 350 円/人	【30 人利用の場合】 月 24,600 円減額 (30 人 × 820 円/人)
小規模型 (A 型) 事業所内保育事業	【定員 5 人以下】 4,930 円/人 【定員 6 人から 12 人】 2,050 円/人 【定員 13 人から 19 人】 1,290 円/人	【12 人利用の場合】 月 24,600 円減算 (12 人 × 2,050 円/人)